

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和4年度の財務監査

市民部	市民情報・相談課、文化・交流課
社会教育部	中央公民館、スポーツ課

#### 2 監査の実施期間

令和5年4月12日から6月5日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおける結果は次のとおりである。

## 市民部

### (1) 市民情報・相談課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、市外在住者に対応するために発行した情報公開に係るコピー代の納入通知書に納期限設定誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (2) 文化・交流課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、文化芸術ホール自動販売機電気使用料の納入通知書に納期限設定誤りが散見された。平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

## 社会教育部

### (1) 中央公民館

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、地区公民館施設使用料の調定及び科目更正に誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (2) スポーツ課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
王御住運動広場	良好に管理されていた。
夜間照明管理棟（大住中学校内）	良好に管理されていた。
夜間照明管理棟（金目中学校内）	良好に管理されていた。

以 上